

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月23日

四日市市長 森智広

四日市市規則第99号

四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則
四日市市不妊治療に要する医療費の助成に関する規則（平成15年四日市市規則第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(助成額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第1項に定める助成金の額は、四日市市特定不妊治療に要する医療費の助成（保険適用終了後の回数追加事業）に関する規則（令和6年四日市市規則第81号。以下「特定不妊治療（回数追加）規則」という。）第6条又は四日市市特定不妊治療に要する医療費の助成（着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）を含む特定不妊治療助成事業）に関する規則（令和7年四日市市規則第 号。以下「特定不妊治療（PGT-A）規則」という。）第6条の規定による助成金の交付決定を受けている場合については、自己負担額等から同条の規定による交付決定を受けた額を除いた額を超えないものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(助成額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 第1項に定める助成金の額は、四日市市特定不妊治療に要する医療費の助成（保険適用終了後の回数追加事業）に関する規則（令和6年四日市市規則第81号。以下「特定不妊治療（回数追加）規則」という。）第6条による助成金の交付決定を受けている場合については、自己負担額等から同条による交付決定を受けた額を除いた額を超えないものとする。</p> <p>5 (略)</p>

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 及び(2) (略)

(3) 特定不妊治療（回数追加）規則第6条又は特定不妊治療（P G T – A）規則第6条の規定による助成金の交付決定を受けたことにより、交付した助成金の額が第5条第4項に規定する額を超えたとき。

(4) (略)

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 及び(2) (略)

(3) 特定不妊治療（回数追加）規則第6条による助成金の交付決定を受けたことにより、交付した助成金の額が第5条第4項に規定する額を超えたとき。

(4) (略)

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(こども未来部こども手当・医療給付課)